

行動計画（仮訳）

A. 序文

1. 基本宣言の共通ビジョン及び基本理念は、この行動計画において具体的な行動方針に言い表されている。それは、ICTベースの製品やネットワーク、サービス、アプリケーションの利用を促進することによってミレニアム宣言、モンテレー合意、ヨハネスブルク宣言・実施計画などにおける国際的に合意された発展目標の達成を推進すること、並びにデジタル・ディバイドを解消するために各国を支援することである。基本宣言において構想されている情報社会は、各国政府その他すべての関係者が協力・連帯することによって実現されるものである。

2. 情報社会は発展中の概念であり、世界の国や地域によって発展の段階が様々であるため、到達している水準に格差がある。技術その他の変革により、情報社会が発展を遂げる環境が急速に変化している。従ってこの行動計画は、国、地域、国際レベルにおいて情報社会を推進するための発展基盤である。WSISの独特な2つのフェーズは、この発展を考慮に入れる機会を提供している。

3. あらゆる関係者は、特にパートナーシップを通じて、情報社会における重要な役割を果たす。

a) 各国政府は、包括的で前向きな、かつ持続可能な国家e戦略を策定・実施することにおいて指導的な役割を果たす。民間セクターと市民社会は、政府と対話することにより、国家e戦略の立案において重要な諮問的な役割を果たす。

b) インフラ、コンテンツ及びアプリケーションのための情報通信技術（ICT）を開発・普及することにおける民間セクターの関与は重要である。民間セクターは市場参加者であるだけでなく、より広い持続可能な開発分野においても役割を果たす。

c) 市民社会の寄与・参加は、公平な情報社会の創造において、またICT関連の開発イニ

シアティブの実施においても同様に重要である。

d) 国際金融機関を含む国際・地域の機関は、開発プロセスに ICT の利用を取り入れることにおいて、並びに情報社会の構築及び進展の評価に必要な資源を利用可能にすることにおいて重要な役割を果たす。

B. 目標

4. この行動計画の目標は、包括的な情報社会を構築すること；開発のために知識及び ICT の潜在能力を利用すること；ミレニアム宣言における目標など国際的に合意された発展目標を達成するために情報・知識の利用を促進すること；国、地域、国際の各レベルにおいて情報社会の新たな課題に取り組むことである。デジタル・ディバイドの解消に向けた進展を評価する機会は、WSIS の第 2 フェーズにある。

5. 各国の様々な状況を考慮に入れ、各国の e 戦略の枠組みの中で、また各国の開発政策に基づいて、情報社会の個別の目標が必要に応じて各国レベルで設定されることになる。そのような目標は、情報社会の全般的目標の達成に向けた行動と進展を評価するための有用な基準となり得る。

6. ミレニアム宣言における開発目標など、国際協力を前提とした国際的に合意された目標に基づく指示的目標は、行動計画の目標を 2015 年までに達成することを推進するにあたって、ICT を活用した接続性とアクセスを向上させるためのグローバルな基準となり得る。各国がそれぞれの国内事情を考慮した国内目標を設定するにあたり、以下の目標は考慮に入れられることとなろう。

- a) ICT によって各村を接続し、コミュニティのアクセスポイントを設置する；
- b) ICT によって大学、高校、小中学校を接続する；
- c) ICT によって科学・研究センターを接続する；
- d) ICT によって公立図書館、文化センター、美術館、郵便局、公文書保管所を接続する；
- e) ICT によって医療センターと病院を接続する；
- f) すべての地方自治体・中央政府の各機関を接続し、ウェブサイトと電子メールアドレスを確立する；

- g) 各国の状況を考慮に入れ、すべての小中・高等学校のカリキュラムが情報社会の課題に対応するようにする；
- h) 世界中のすべての人々がテレビとラジオの放送を視聴できることを確保する；
- i) 世界中のすべての言語がインターネット上で表示・利用されることを実現するために、コンテンツの開発を奨励し、技術的条件を整備する；
- j) 全世界の半数を超える住民が手の届くところで ICT にアクセスできることを確保する

7. 上記の目標を実現するにあたっては、開発途上国のニーズ、とりわけ、基本宣言のパラグラフ[11～16]に言及する国々、人々、グループのニーズに特に留意することになる。

C. 行動方針

C1. 開発のための ICT 利活用における政府及び全ての関係者の役割

8. 各国政府及びあらゆる関係者の効果的な参加は、これらすべての間の協力・連携を必要とする情報社会の発展に不可欠である。

a) 必要な人材の開発を含む国家の e 戦略は、各国の異なる状況を考慮しつつ、2005 年までにすべての国々で策定されるべきである。

b) 情報社会のための及びベストプラクティスを交換するための e 戦略を策定するにあたって、官民の協力によるものを含め、あらゆる関係者が参加する構造化された対話を国内レベルで開始する。

c) 国家の e 戦略の策定・実施にあたり、関係者は地方、地域、国家のニーズと懸念を考慮に入れなければならない。着手済みのイニシアティブから最大限の利益を得るためには、持続可能性の概念を含める必要がある。民間セクターは、地方、地域、国家レベルにおいて情報社会を発展させるための具体的プロジェクトに取り組む必要がある。

d) 将来の行動のモデルとして、2005 年までに、機能する官民パートナーシップ (PPP) 又は多部門パートナーシップ (MSP) を少なくとも 1 つ確立するよう各国に奨励する。

e) 国家、地域、国際レベルにおいて、情報社会の関係者間の協力を開始・促進するためのメカニズムを特定する。

f) 国家レベルにおいて先住民のために複数関係者のポータルを確立する実現可能性を検討する。

g) 関係国際機関および金融機関は、持続可能な生産・消費パターンなど、持続可能な発展に ICT を利用するために、また国連ミレニアム宣言で表明されている目標の達成に役立つ有効な手段として、独自の戦略を 2005 年までに策定すべきである。

h) 国際機関は、独自のウェブサイト上など権限の範囲内で、ICT を主流に組み込む成功体験について関係者が提出した信頼性のある情報を公表すべきである。

i) 特に次のような一連の関連施策を奨励する：インキュベータ計画、ベンチャーキャピタル投資（国内及び国際）、政府投資基金（中小・零細企業（SMME）向けの微小融資を含む）、投資促進戦略、ソフトウェア輸出支援活動（貿易カウンセリング）、研究開発ネットワーク及びソフトウェアパークの支援。

C2. 情報インフラ：あらゆる人々が参加する情報社会のために不可欠な基盤

9. 国内及び地域レベルで遠隔地・周縁化された地域への持続可能な接続性とアクセスを提供するために、開発途上国や経済移行国において既に実施されている関連の解決策を考慮しつつ、すべての人々による普遍的で、持続可能で、ユビキタスな、かつ手頃な料金での ICT へのアクセスを可能にする、デジタル参画（inclusion）という目標を達成することにおいて、インフラは中心的役割を果たす。

a) 各国政府は、国内の開発政策の枠組み内で、ICT インフラへの必要な投資及び新規サービスの開発を実現できる競争的な環境を支援するための措置を講ずるべきである。

b) 国家 e 戦略との関連において、指示的目標に沿った適当なユニバーサルアクセス政

策・戦略、及びそれらの実施手段を立案し、ICT 接続性指標を作成する。

c) 国家 e 戦略との関連において、指示的目標に沿ってすべての学校、大学、保健機関、図書館、郵便局、コミュニティセンター、美術館その他の公衆が利用できる機関の ICT への接続を提供し改善する。

d) 各国及びその市民のニーズを満たす容量の提供を支援するために、また ICT ベースの新規サービスの提供のために、衛星及びその他のシステムによる配信を含む、国内、地域、国際のプロードバンド網インフラを開発し、強化する。ITU 及び必要に応じて他の関連国際機関により、以下を目的とする技術、規制及び運用の研究を支援する。

- 軌道資源へのアクセス、グローバルな周波数の調整、及びグローバルなシステムの標準化を拡大する。
- 官民パートナーシップを奨励する。
- 遠隔地や人口が少ない地域など、サービスが充分提供されていない地域に対する地球規模の高速衛星サービスの提供を促進する。
- 高速の接続性を提供できる他のシステムを検討する。

e) 国家 e 戦略との関連において、高齢者、身体障害者、子ども、特に社会の主流から取り残された子ども、及びその他の恵まれない人々や社会的弱者の特別な要求に対し、適当な教育、行政、法的措置などによって対応し、これらの人々が情報社会に完全に参加することを確保する。

f) 高齢者、身体障害者、子ども、特に社会の主流から取り残された子ども、及びその他の恵まれない人々や社会的弱者を含むすべての人々が、容易かつ手頃に利用できるように ICT 関連機器及びサービスを設計・制作することを奨励する。また、これらの人々のニーズに対応した技術、アプリケーション、コンテンツの開発を、ユニバーサルデザインの原則に従って促進し、補助技術の利用によって更に強化する。

g) 非識字者の問題を緩和するため、手頃な技術や非テキストベースのコンピュータ・インタフェースを開発して ICT の利用を容易にする。

h) エンドユーザーが適切かつ手頃な料金の ICT 関連機器を利用できるようにすることを

目指した国際研究開発活動を行う。

i) 特に発展途上国や経済移行国の遠隔地においてアクセスを提供するために、また発展途上国において低コストの接続性を向上させるために、先進国及び特に発展途上国において、衛星を含む未使用の無線キャパシティの利用を奨励する。電気通信インフラを確立する活動において後発開発途上国に特に配慮すべきである。

j) 相互接続コストを低減してネットワークアクセスを拡大するために、地域の ICT バックボーン及びインターネット相互接続点の設置・開発を奨励することによって主要な情報ネットワーク間の接続性を最適化する。

k) 手頃なグローバル接続性を増大させる戦略を策定し、それによってアクセスの向上を促進する。商業的交渉によるインターネット中継及び相互接続コストは、この主題に関する進行中の作業を考慮し、客観的、透明かつ非差別的な数値に指向されるべきである。

l) 伝統的メディアと新規技術の共同利用を奨励・促進する。

C3. 情報・知識へのアクセス

10. ICT は、人々がどこにいてもほとんど瞬時に情報・知識にアクセスすることを可能にしている。個人や組織、コミュニティは、知識及び情報へのアクセスから利益を受けるべきである。

a) 情報へのパブリックアクセスを促進する重要な国際的手段として、社会の共有財産となる情報の作成及び促進の政策ガイドラインを策定する。

b) 様々な通信リソースによる十分なアクセス、特にインターネットによる公的情報へのアクセスを提供するよう各国政府に奨励する。特に新しい技術分野における情報へのアクセス及び公共データの保存に関する法令を制定することを奨励する。

c) 恵まれない人々、社会の主流から取り残された人々、社会的弱者を含むすべての人々が ICT にアクセスできるようにするための研究開発を促進する。

d) 各国政府その他の関係者は、継続維持できる多目的のパブリックアクセスポイントを設置し、市民が様々な通信リソース、特にインターネットに手頃な料金もしくは無料でアクセスできるようにする必要がある。これらのアクセスポイントは、特に農村地域やサービス提供量の少ない地域に重点を置いて、同時に私的所有権（IPR）に顧慮して情報の利用と知識の共有を奨励し、図書館、教育機関、行政機関、郵便局その他の公共の場においてユーザーを支援するために、可能な範囲で、十分なキャパシティを有するべきである。

e) 研究を奨励し、著作権のあるソフトウェア、オープンソースソフトウェア、フリーソフトウェアなど、様々なソフトウェアモデルの可能性及びそのような可能性の創出手段についての認識をあらゆる関係者間に広めることにより、競争を高め、選択の自由を拡大し、より手頃なものにするとともに、あらゆる関係者が自身のニーズに最適なソリューションを判断できるようにする。

f) 各国政府は、市民及び地方自治体が基本的な作業ツールとして ICT を利用することを積極的に促進する必要がある。この点で、国際コミュニティその他の関係者は、地方の行政を改善する手段として ICT を広範に利用するための地方自治体の能力構築を支援するべきである。

g) すべての人々、そして特に恵まれない人々が ICT にアクセスできるようにするための新たなネットワーク、ICT インフラの適応化、ツール及びアプリケーションに関する研究など、情報社会に関する研究を奨励する。

h) 国家の図書館の戦略・法律の見直し、「ハイブリッド型図書館」の必要性についてのグローバルな理解の推進、図書館間の世界的規模の協力の促進など、情報社会に適応したデジタル公共図書館及び記録保管所の設立や発展を支援する。

i) 無料及び手頃な料金のアクセスを含め、科学情報に関する一般に入手可能なジャーナルや書籍、公文書へのアクセスを促進するイニシアティブを奨励する。

j) 地域の状況内で開発目標を達成するために最も寄与する適当なソフトウェアの最適

な選択を確保できるように、様々なソフトウェアモデルやライセンスについての認識、審査、評価を促進するためにあらゆる関係者に有用な機器の設計の研究開発を支援する。

C4. 人材開発

11. 情報社会から十分に利益を得ようとする者はだれでも、必要なスキルを有する必要がある。このため、能力構築と ICT リテラシーは不可欠である。ICT は、教育の提供と教師の養成によって世界的規模で普遍的教育を実現すること、生涯学習の状況を改善すること、正規の教育課程から外れている人々に教育の機会を提供すること、そして専門的スキルを向上させることに寄与できる。

a) カリキュラム開発、教師の養成、組織の管理・運営、及び生涯学習構想の支援など、あらゆる水準の教育・養成に ICT を十分に取り込むような国内政策を策定する。

b) 国家、地域、国際レベルにおいて ICT を利用することによって非識字者をなくす計画を策定・推進する。

c) 例えば、図書館、多目的コミュニティセンター、パブリックアクセスポイントなど既存の施設を活用するような行政の方向性を設計及び提供することによって、又はあらゆる関係者と協力して地域の ICT トレーニングセンターを設立することによって、すべての人々の e リテラシーのスキルを向上させる。

d) 国家の教育政策との関連において、また成人の非識字者をなくす必要性を考慮に入れて、青少年が、創造的・革新的方法で情報を分析・処理する能力など ICT を利用する知識・スキルを身に付け、専門知識を共有し、情報社会に十分に参加できるようにする。

e) 各国政府は、他の関係者と協力して、能力・スキルを有する ICT 専門家の必要不可欠な数を育成することに重点を置いた能力構築プログラムを作成するべきである。

f) ICT ベースの新たな教育提供システムの効果を実証するために、パイロットプロジェクトを策定し、基本的な知識の習得等を含むすべての人々への教育という目標を達成する。

g) ICT の教育・トレーニングにおいて性別による障壁を除去し、女性のために ICT 関連分野におけるトレーニングの機会均等の促進に取り組む。科学技術分野に早くから触れさせるプログラムは、ICT の職業に就く女性の数を増加させるため若い女性を対象とすべきである。ICT 教育にジェンダーの観点を取り入れることについてのベストプラクティスの情報交換を促進する。

h) ICT の利用において地域コミュニティ、特に農村地域やサービスを提供されていない地域のコミュニティに権限を与え、すべての人々のために有用で社会的に有意義なコンテンツの制作を促進する。

i) 可能な場合には伝統的な遊牧民や先住民の情報ネットワークを利用して、教育・訓練を開始し、情報社会に十分に参加する機会を提供する。

j) 教育活動のすべての分野において ICT を効果的に活用するために、特に発展途上国及び後発開発途上国における指導者や運営スタッフの能力を向上させることを目的とした地域的・国際的協力活動を計画・実施する。これには、職場や家庭など、教育の場以外への教育の提供が含まれる。

k) 公文書保管人、図書館員、学芸員、研究者、教師、ジャーナリスト、郵便局員その他の関連ある専門家グループなど、情報専門家の教育ニーズを満たすように、ICT の利用における専門的な訓練プログラムを計画する。情報専門家の訓練においては、情報通信サービスを開発・提供する新たな方法や技法だけではなく、技術を最大限に活用するための関連する管理スキルにも焦点を当てるべきである。教師の訓練については、ICT の技術的側面、コンテンツの開発、そして ICT の潜在的な可能性と課題に重点を置くべきである。

l) 能力構築プログラム的一端として遠隔学習、遠隔トレーニングその他の形態の教育・訓練を開発する。様々な水準の人材開発において、発展途上国及び特に後発開発途上国に対して特別の注意を払う。

m) 国連及びその専門機関によって策定された国家プログラムを含め、能力構築の分野における国際及び地域の協力を促進する。

n) 先進国、発展途上国、移行経済国間の ICT ベースのネットワーク化、教育機関・訓練機関及び研究機関の連携の新たな形態を模索するために、パイロットプロジェクトを開始する。

o) ボランティアは国家政策や地域の文化に一致する限り、ICT を効果的に利用するための人材開発の推進や、より包括的な情報社会の構築に貢献する。特に発展途上国において、開発のための ICT に関する能力構築を提供するボランティア・プログラムを促進する。

p) 自己学習や自己開発の能力を高めるようにユーザーを訓練するプログラムを計画する。

C5. ICT の利用における信頼性とセキュリティの確立

12. 信頼性とセキュリティは情報社会の一つの柱である。

a) 国連の場における政府間の協力及び適切な場での全ての関係者の協力を促進し、ユーザーの信頼を高め、信用を築き、データとネットワーク双方の保全性を保護するとともに、ICT に対する既存の及び潜在的な脅威を検討し、その他の情報セキュリティ及びネットワークセキュリティの問題に取り組む。

b) 各国政府は、民間セクターと協力し、以下の措置によってサイバー犯罪や ICT の悪用を防止・発見し、及びこれらに対処する必要がある：そのような領域において進行中の活動を考慮に入れたガイドラインを策定する；悪用を効果的に捜査・訴追する法令を検討する；有効な相互支援活動を促進する；そのような事件を防止・発見し、及びそれらから回復するために、国際レベルにおける制度的支援を強化する；教育を奨励して認識を高める。

c) 各国政府その他の関係者は、ユーザーの教育、オンライン・プライバシーとプライバシーを保護する手段についての認識を積極的に推進するべきである。

d) 国内及び国際レベルにおいてスパムに対する適切な措置を講ずる。

e) 電子文書や、電子認証を含む電子商取引の有効な利用に対する障害を克服するために、国内法の見直しを推進する。

f) ICT 利用のセキュリティ分野における補足的な及び相互に補足し合うイニシアティブによって、またプライバシーの権利やデータ及び消費者の保護に関するイニシアティブやガイドラインによって、信用とセキュリティの枠組みを更に強化する。

g) 情報セキュリティ及び情報ネットワークセキュリティの分野におけるグッドプラクティスを共有し、すべての関係者が利用するよう奨励する。

h) 事件の即時処理・対応のための窓口を設置し、情報共有のためにこれらの窓口と事件の対応に関する技術の協同ネットワークを開発するよう、関係国に要請する。

i) オンライン取引を促進するために、セキュアで信頼性のあるアプリケーションの更なる開発を奨励する。

j) ICT の利用について信頼と安全を確保するため、国連の現在の様々な活動に関心のある各国が参加することを奨励する。

C6. 環境整備

13. 情報社会の社会的、経済的及び環境の便益を最大化するために、各国政府は信頼できる、透明な、かつ非差別の法律・規制・政策の環境を創造する必要がある。活動を以下に示す。

a) 政府は、支持的、透明、競争促進的、かつ予見可能な政策・法律・規制の枠組みを促進し、情報社会における投資への適切なインセンティブ及びコミュニティの発展をもたらすべきである。

b) 国連事務総長に対し、関係する政府間、及び国際的組織やフォーラムが関与し、オープンかつ包括的プロセスにより先進国と発展途上国双方の政府、民間セクター及び市民社会からの完全かつ活発な参加のメカニズムを保障する、インターネット・ガバナンス

に関する作業部会の設置を要請する。この作業部会は、2005年までにインターネットガバナンスに関する研究を行い、適宜対応についての提案を行う。特に以下のことに取り組む。

- ）インターネットガバナンスに関する仮の定義を構築する
- ）インターネットガバナンスに関する公共政策問題を特定する
- ）先進国・途上国の民間セクターと市民社会、既存の政府間機関、国際機関、その他のフォーラムや政府のそれぞれの役割と責任に関する共通の理解を深める。
- ）2005年のジュニスでのWSIS第2フェーズでの検討及び適切な行動に向けた、この活動の結果に関する報告書を準備する。

c) 政府に対し、以下を要請する。

- ）国内及び地域のインターネット相互接続センターの創設の促進する。
- ）国別ドメイン(ccTLD)を適宜、管理又は監督する。
- ）インターネットに関する認識を高める。

d) 関連の関係者と協力し、アクセスへの障害を克服するため、地域ルートサーバーの設置及び国際化されたドメインネームの使用を促進する。

e) 各国政府は、情報社会の新たな要求に対応するために国内の消費者保護法の改正を継続すべきである。

f) 国際的なICTフォーラムへの開発途上国及び移行経済国による効果的な参加を促進し、経験を交換する機会を設ける。

g) 各国政府は、行政をより透明で効率的かつ民主的にするために、電子政府戦略を含む国家戦略を策定する必要がある。

h) 文書及びその他電子的記録を安全に保管・保存するための枠組みを策定する。

i) 各国政府及び関係者は、オンライン上のプライバシー及びプライバシーを保護する手段に関するユーザーの教育・認識向上を積極的に促進すべきである。

j) 電子商取引を促進するために計画される施策は、消費者が電子商取引を利用するかどうかを選択できるものでもあることを確保するよう、関係者に要請する。

k) 紛争解決に有効な紛争処理制度、特に裁判外紛争処理（ADR）についての継続中の取り組みを促進する。

l) 各国政府は関係者と協力して、起業家精神、革新及び投資を助長し、女性の参加を促進することに特に留意した、ICT 政策を策定することを奨励される。

m) 中小企業（SMEs）への ICT の経済的潜在力を認識し、行政手続の合理化、資本調達の容易化、ICT 関連プロジェクトに参加する能力の向上により、これらの企業の競争力の向上を支援すべきである。

n) 各国政府は、社会経済発展の状況に応じて、電子商取引のモデル利用者及び初期の採用者となるべきである。

o) 各国政府は、他の関係者と協力して、グローバルな電子商取引に関する国際的な相互運用性標準の重要性についての認識を高めるべきである。

p) 各国政府は、他の関係者と協力して、オープンで、相互運用性のある、無差別、かつ需要主導の標準を推進すべきである。

q) ITU は条約上の権限に従い、ユビキタスで手頃な料金のアクセスの促進を目的とした周波数の調整、配分を行う。

r) ITU 及びその他地域機関は、関連の国際的合意に基づき、すべての国による無線周波数スペクトラムの合理的、効率的かつ経済的利用並びに公平なアクセスを確保するために追加措置をとるべきである。

C.7 ICTアプリケーション：生活の全ての面における利益

14. ICT アプリケーションは、国家 e 戦略の枠組み内で、行政、ビジネス、教育及び

研修、保健、雇用、環境、農業及び科学の各分野における持続可能な発展を支援することができる。これには、以下に挙げる分野の活動が含まれる。

15. 電子政府

a) 行政及び民主的プロセスにおける透明性を取り入れ、促進し、効率性を改善し、市民との関係を強化することを目的としたアプリケーションに焦点を当てた電子政府戦略を実施する。

b) 資源と公共財のより効率的な割り当てを実現するために、市民と企業のニーズに適合させた、あらゆるレベルでの国家電子政府イニシアティブ及び業務を策定する。

c) 政府のあらゆるレベルでの透明性、説明責任及び効率を向上させるために、電子政府分野における国際協力イニシアティブを支援する。

16. e ビジネス

a) 国際取引と e ビジネスの便益を促進し、開発途上国及び移行経済国における e ビジネスモデルの利用を促進することを各国政府、国際機関及び民間セクターに奨励する。

b) 各国政府は、環境整備の採用によって、また広範に利用可能なインターネットアクセスに基づき、民間セクターの投資を促進し、新規のアプリケーションやコンテンツの開発、官民パートナーシップを推進するよう努めるべきである。

c) 各国政府の政策は、ICT 業界における中小企業への支援及び成長に有利であるべきであるとともに、経済成長及び富の創造を通じた貧困削減戦略の一つの要素としての雇用創出を促進するために、e ビジネスへの参入にも有利な措置を講ずるべきである。

17. e ラーニング (C4 を参照)

18. e ヘルス

a) 信頼性が高く、適時で、高品質、かつ手頃な医療及び健康情報システムの確立に向け

た、また、ICT の利用による継続的な医学訓練・教育・研究の推進に向けた、各国政府、計画者、保健専門家その他の機関及び国際機関の参加による協力活動を、市民のプライバシーの権利を尊重し、保護しつつ、促進する。

b) 公衆衛生の研究及び予防プログラムを強化し、性と生殖に関する健康や性感染症についてのコンテンツなど、男女の保健を促進することを目的とした、また HIV/AIDS、マラリア、結核など、世界的に関心の高い疾病に関する、世界の医学知識や地域的に関連のあるコンテンツ資源へのアクセスを促進する。

c) 共通の情報システムを改善することにより、伝染病の蔓延を警告、監視、抑制する。

d) プライバシーの問題に十分に配慮しながら、健康データを交換するための国際基準の策定を推進する。

e) 家庭やコミュニティにおける健康管理者としての女性の役割を認識し、医療及び保健情報システムを改善して遠隔地やサービスを提供されていない地域、社会的弱者に拡張するために、ICT の採用を奨励する。

f) 災害・緊急時において医療及び人道的援助を提供するために、ICT ベースのイニシアティブを強化・拡大する。

19. e - 雇用

a) 関連する国際的基準を考慮し、公平と男女平等の原則に基づいた e ワーカー及び e - 雇用に関するベストプラクティスを国家レベルにおいて策定することを奨励する。

b) ICT 及び人的資源への投資によって生産性、成長、福祉を向上させるために、作業や事業を組織化する新たな方法を促進する。

c) 特に発展途上国、LDC、小国において、市民が自身の社会で生活し、どこでも働くことができるようにするために、また、女性及び障害者の雇用機会を増大させるために、テレワーキング（在宅勤務）を促進する。テレワーキング（在宅勤務）の促進にあたっ

ては、雇用創出を促進する戦略とスキルを有する労働力の保持に特に注意を払う必要がある。

d) ICT 関連の職業に就く女性の数を増加させる目的で若い女性を対象とする科学・技術分野における早期プログラムを促進する。

20. e - 環境

a) 他の関係者と協力して、環境保護及び天然資源の持続可能な利用の手段として ICT を利用・促進することを各国政府に奨励する。

b) 持続可能な生産・消費、及び ICT で使用された廃棄ハードウェアやコンポーネントの環境面で安全な処理・リサイクルに関する措置を開始し、プロジェクトやプログラムを実施することを、各国政府、市民社会及び民間セクターに奨励する。

c) 特に発展途上国、後発開発途上国及び小国において、天災及び人災の影響を予測・監視するために、ICT を利用した監視システムを確立する。

21. e - 農業

a) 特に農村地域において、包括的で最新の、かつ詳細な知識・情報に容易にアクセスできるようにするために、農業、畜産業、漁業、林業及び食糧に関する ICT を利用した情報の組織的普及を保証する。

b) 官民パートナーシップは、生産物（量的及び質的）を向上させる手段として ICT の利用を最大化するよう努める必要がある。

22. e - サイエンス

a) 情報・知識の生成、教育・養成における大学と研究機関の重要な役割を支援するために、また、これらの機関間の提携、協力、ネットワーク化の確立を支援するために、すべての大学と研究機関にとって手頃な料金の、かつ信頼性のある高速インターネットの

接続を促進する。

b) すべての国々において対等に科学情報を手頃に入手できるようにするために、電子出版、差別的価格設定、及びオープンアクセスのイニシアティブを推進する。

c) 科学的知識及び著作権を放棄した科学者による著書の前刷りと再版を共有するためにピア・ツー・ピア技術の利用を促進する。

d) あらゆる国々における人口データや気象データなど、必要不可欠な科学的デジタルデータの長期にわたる体系的で効率的な収集、普及、保存を促進する。

e) 科学的研究を実施するために、必要に応じて収集した科学情報・データの有効利用を促進する原則及びメタデータの基準を推進する。

C8. 文化的多様性と独自性（アイデンティティ）、言語の多様性、ローカルコンテンツ

23. 文化の独自性、伝統、宗教への尊重を促進する一方、文化間の対話及び地域・国際の協力に基づいた情報社会の発展には、文化・言語の多様性が不可欠である。これは、持続可能な発展のために重要な要素である。

a) ユネスコによる文化多様性に関する世界宣言など、関連のある国連合意文書に反映されているように、情報社会における文化・言語の多様性と文化遺産の尊重、保護、促進、強化を支援する政策を立案する。これには、文化・教育・科学のコンテンツ制作と、ユーザーの言語・文化の事情に適合した地域文化産業の発展を促進する文化政策を立案するよう各国政府に奨励することが含まれる。

b) 図書館、記録保管所、美術館その他の文化的施設が、特に、記録された情報への継続的アクセスを提供することによって、情報社会における伝統的知識を含むコンテンツの提供者としての、十分な役割を果たせることを保証する国家政策・法律を促進する。

c) 自然遺産及び文化遺産を保護し、今日の文化において生活の一部としてICTへのア

クセスを継続的に可能にすることを目的としてICTの開発・利活用を支援する。これには、デジタル収納庫（リポジトリ）に保管したデジタル情報やマルチメディアコンテンツへの継続的アクセスを保証するシステムの開発が含まれる。また、人類の記録として記録保管所、文化的収集物、図書館を支援する。

d) 多様な情報コンテンツの制作や、教育・科学・文化遺産のデジタル化など様々な方法の利用によって、文化的表現の多様性及び先住民の知識・伝統を保護、再確認、尊重、促進する政策を発展・実施させる。

e) 地方自治体によるローカルコンテンツの開発・翻訳・改作、デジタル記録保管所、多様な形態のデジタル及び伝統的メディアを支援する。こうした活動は、地域と先住民のコミュニティを強化することにもなる。

f) 伝統的及びデジタルメディアサービスへのアクセスを通して、情報社会における個人の文化・言語に関連するコンテンツを提供する。

g) 官民パートナーシップを通して、ユーザーの言語で利用可能な多様な地域・国内のコンテンツの制作を促進し、すべての芸術分野におけるICTベースの作品を承認・支持する。

h) すべての人々のための正規・非正規の教育における男女の問題に配慮したカリキュラム及びICTコンテンツを理解・開発する女性の能力を構築するという観点から女性の通信・メディアリテラシーを向上させることに焦点を当てたプログラムを強化する。

i) 地域言語によるソフトウェア及び特に発展途上国や経済過渡期にある国々における非識字者、障害をもつ人々、恵まれない人々、社会的弱者など様々な集団に関連するコンテンツを制作・配布するための地域の能力を育成する。

j) 地域言語の利用を促進するというコミュニティの役割、風景や生物の多様性といった地域遺産の記録・保護を目的として、農村コミュニティや孤立したコミュニティ及び遊牧民のコミュニティにICTを提供する一つ的手段として、地域コミュニティに本拠を置くメディアを支援し、伝統的メディアの利用と新規技術を融合したプロジェクトを支

援する。

k) 先住民が自身の言語でコンテンツを開発できるように能力を向上させる。

l) 情報社会において伝統的知識を効率的に利用し、またその利用から利益を享受できるように、先住民及び伝統的コミュニティと協力する。

m) 地域及び準地域レベルで文化・言語の多様性を促進するように向けられた政策や、手段に関する知識、経験、ベストプラクティスを交換する。これは、統合活動を助長するために定められた行動計画の特定の問題に対する地域及び準地域でのワーキンググループを設置することによって実現できる。

n) 文化交換・交流への ICT の寄与を地域レベルにおいて評価し、この評価の結果を基にして関連プログラムを設計する。

o) 各国政府は、官民パートナーシップにより、翻訳、図像学、音声支援サービスなどの分野における技術及び研究開発プログラムを促進し、必要なハードウェアと、例えば標準文字セット、言語コード、電子辞書、専門用語・類語集、多言語検索エンジン、機械翻訳ツール、国際ドメインネーム、コンテンツ参照、汎用及び応用ソフトウェアなど、著作権のあるソフトウェア、オープンソースソフトウェア及びフリーソフトウェアを含む多様なソフトウェアモデルの開発も促進する必要がある。

C9. メディア

24. メディアはその様々な形式と所有者の多様性により情報社会の発達において必要不可欠な役割を担い、表現の自由と情報の多数性に対する重要な貢献者である。

a) ニューメディアはもちろん、活字及び放送メディアに対し、情報社会における重要な役割を果たし続けることを奨励する。

b) メディアの独立と多数性を保証する国内法の促進を奨励する。

c) メディアにおける非合法で有害なコンテンツに対処するために、表現の自由に合致し

た、適切な措置をとる。

d) 先進国におけるメディア専門家に対し、特に養成の分野において、発展途上国のメディアとの提携やネットワークを確立することを奨励する。

e) メディアによるバランスのとれた、多様な男女描写を促進する。

f) ICT による利益を十分に享受し、特にインフラ、技術的資源、人材技術の開発の面においてメディアに影響する国際的不均衡を縮小する。

g) 特に農村地帯において、文化的コンテンツの流通を促進し知識に関するデジタル・ディバイドを解消するため、伝統的メディアを奨励する。

C10. 情報社会の倫理的側面

25. 情報社会は、統一的に適用された価値に従い、公共の利益を助長し、ICT の濫用を防止する必要がある。

a) 平和に対する尊重を促進し、自由、平等、連帯、寛容、共同責任、自然の尊重という基本的価値を支持するための措置をとる。

b) あらゆる関係者は、ICT 利用の倫理的側面についての認識を高める必要がある。

c) 情報社会におけるあらゆる関係者は、公共の利益を助長し、プライバシー及び個人データを保護し、人種差別、外国人嫌い及び関連の不寛容に基づいた犯罪行為、また、小児性愛、児童買春、児童ポルノといった児童虐待、人身売買及び搾取といったICTの濫用に対し、法の定めるところにより、適切な手段及び予防措置をとる必要がある。

d) 関係者、特に学者に、ICT の倫理面に関する研究を継続するよう要請する。

C11. 国際的及び地域的協力

26. 本行動計画の実施には、関係者間の国際協力が不可欠であり、とりわけ、実施手段の提供によって、ユニバーサルアクセスを促進してデジタル・ディバイドを解消す

るために国際協力を強化する必要がある。

- a) 発展途上国の各国政府は、国際協力及び先進国・国際金融機関からのインフラ開発プロジェクトに対する支援を求めることによって、ICT プロジェクトの相対的優先度を高める必要がある。
- b) 国連の世界規模の協定の文脈の中で、また国連ミレニアム宣言を踏まえ、開発における ICT の利用に焦点をあてた官民パートナーシップを構築・促進する。
- c) 国際及び地域の機関に対し、作業プログラムに ICT を主流として採り入れるよう、また、地域のイニシアティブの重要性を考慮に入れた基本宣言及び行動計画に掲げる目標の実現を支援するための国家行動計画の準備・実施に従事する、あらゆる水準の発展途上国を援助するよう要請する。

D. デジタル連帯綱領

27. デジタル連帯綱領は、あらゆる人々を新たに生まれつつある情報社会に統合するために人材、財政、技術資源を動員する状況を整備することを目的としている。この綱領の実施においては、すべての関係者における国家、地域、国際の密接な協力が不可欠である。デジタル・ディバイドを解消するには、情報社会への参加に必要不可欠なインフラ、装置、能力構築、コンテンツを開発する資金を供給するために、既存の取組や仕組みをより効率的に利用することに加え、新たな取組を十分に検討する必要もある。

D1. 優先事項と戦略

- a) 国家の e 戦略は、貧困削減戦略を含む国家の開発計画の不可欠な要素となる必要がある。
- b) より効率的な援助国の情報共有と調整によって、また、開発を目指した ICT プログラムの経験から学んだベストプラクティスや教訓を分析・共有することによって、政府開発援助 (ODA) の戦略に ICT を主流に採り入れる必要がある。

D2. 資源の動員

a) あらゆる国々及び国際機関は、モンテレー合意において詳述されたように、開発に資金を供給するために資源の入手可能性と効率的な動員の増大に資する状況を創造する役割を果たす必要がある。

b) 先進国は、モンテレー合意など、開発に資金を供給するという国際公約を実現するために具体的に努力する必要がある。モンテレー合意では、そのような努力をしていない先進国に対し、発展途上国に対する ODA として国民総生産 (GNP) の 0.7 パーセント、後発開発途上国に対しては先進国の GNP の 0.15 ~ 0.20 パーセントを目標として具体的に努力することを要請している。

c) 持続不可能な債務負担を抱えている発展途上国に対しては、未払いの負債を削減するためにとられているイニシアティブを歓迎し、必要に応じて債務帳消し及びその他の処理を含む、国家及び国際間の措置を要請する。特に重債務貧困国のイニシアティブを高めることに注意を払う必要がある。このようなイニシアティブは、開発プロジェクトのための ICT に資金を供給するために利用できるより多くの資源を放出することになる。

d) 開発のための ICT の潜在能力を認識し、更に以下のことを提言する。

) 発展途上国は、透明性のある安定した、かつ予測できる投資環境整備の創造を通して、ICT に対する国内・海外の大型民間投資を誘引する活動を増大する。

) 先進国及び国際金融機関は、開発を目指した ICT の戦略と優先事項に対処し、作業プログラムの主流に ICT を組み込み、発展途上国及び移行経済国が自身の国家 e 戦略を準備・実施できるよう支援する。先進国は、国家開発計画の優先事項及び上記の公約の実現に基づき、開発を目指した ICT の利用において発展途上国により多額の財源を提供する努力を高める必要がある。

) 民間セクターは、このデジタル連帯綱領の実施に寄与する。

e) デジタル・ディバイド解消の試みにおいて、国内及び地域の能力構築、相互技術移転、研究開発プログラムにおける協力及びノウハウ交換に向けた技術的、財政的な援助を促進する。

f) 現在ある財政メカニズムが、ICT関連の課題に対応するのに適当であるか否かの徹底的な見直しが、2004年12月までに完了する必要がある。この見直しは国連事務総長主導の作業部会のもと行われ、WSIS第2フェーズにおいて検討される。この見直しの結果に基づき、基本宣言において言及されているように、デジタル連帯基金の効果、実現性及び創設も含んだ、財政メカニズムの改善と改良が考慮される。

g) 各国は、デジタル・ディバイドを解消するために、サービスが供給されていない農村部と都市部の双方におけるユニバーサルアクセスを実現する国家メカニズムの設立を検討する必要がある。

E フォローアップと評価

28. 各国の様々な状況を考慮し、行動計画にある目的・目標の実現をフォローアップするために、類似統計指標と調査結果に基づく、現実的な国際パフォーマンス評価とベンチマーキング（質的・量的）を発達させる必要がある。

a) 関係各国と協力し、複合ICT開発（デジタル・オポチュニティ）指数を策定し、利用を開始する。同指数は毎年、あるいは2年に1回、ICT開発報告書において公表することができる。同報告書がジェンダー分析を含む各国の状況に基づき、政策及びその実施に関する分析作業を提示するのに対し、同指数は統計を示すことになる。

b) コミュニティの接続性指標を含む、適切な指標及びベンチマークは、国内・国際両面におけるデジタル・ディバイドの大きさを明示するものである。また、ミレニアム宣言におけるものなど、国際的合意を得た開発目標を達成するために、ICTの利用について定期的な評価とグローバルな進捗状況の追跡を継続しなければならない。

c) 国際・地域機関は、発展途上国のICT分野成長のために公平な機会をもたらすことを目指し、ICTのユニバーサルなアクセシビリティについて定期的に評価・報告する必要がある。

d) ICTの利用と必要性について性別を特定した指標を開発する必要がある。また資金供給を受けたICTプロジェクトが女性全般の生活に及ぼす影響を判定するために、明確な

パフォーマンス指標が見いだされる必要がある。

e) 全関係者による寄稿の編集をもとにし、簡潔で利用しやすく、説得力のあるフォーマットで国際的に認証された接続容易性の基準に適合したベストプラクティスと成功事例についてのウェブサイトを作成・公表する。このウェブサイトは定期的に更新され、恒久的な経験共有の場となり得る。

f) すべての国々・地域は、情報社会についての統計的な情報を基本的指標や重要な側面についての分析と共に提供できるようにする手段を開発する必要がある。異なった発展水準を考慮に入れ、首尾一貫し、国際的に比較可能な指標システムの確立を優先する必要がある。

F WSIS 第 2 フェーズ (チュニス) に向けて

29. 総会決議 56/183 を想起し、ジュネーブフェーズの成果を考慮し、2004 年前半に準備会合を開催する。この会合は WSIS チュニスフェーズの焦点を形成する情報社会の問題を見直し、第 2 フェーズに向けた準備過程の構造について合意を得るため開催されるものである。チュニスフェーズに関する本サミットの決定に沿って以下の事項が特に考慮される必要がある：

a) グローバルな情報社会を構築する過程における連帯、デジタル・ディバイドの縮小及びデジタルオポチュニティへの移行を目指した WSIS ジュネーブフェーズの成果に基づく、適切な最終文書を作成する。

b) 国内及び地域レベル、また集約・調整された取組の一部である国連システムを含む国際レベルなどすべての関係者の参加を招請したジュネーブ行動計画のフォローアップ及び実施を行う。これは特に関係者間のパートナーシップを通じて行われる必要がある。